

第七次栗東市行政改革大綱

(素案)

平成27年1月

栗東市

目 次

はじめに	．．． 1
第 1 章 第六次行政改革大綱までの経過と概要	．．． 2
第 2 章 第七次行政改革大綱の概要	．．． 4
第 3 章 重点事項と推進計画	．．． 6
第 4 章 進行管理	．．． 27
参考資料	．．． 30

はじめに

本市では、平成 8 年度より行政改革に着手し、概ね 3 カ年毎の計画期間とする行政改革大綱を策定し、継続的な改革に取り組んできました。

平成 2 6 年度、第六次行政改革大綱（以下、「六次大綱」）（平成 2 3 年度～平成 2 6 年度）が最終年度を迎えることを踏まえ、第七次行政改革大綱（以下、「七次大綱」）の策定に向け、六次大綱の評価・検証作業を進めてきました。

六次大綱の総括としては、「実行計画である(新)集中改革プランによる財政改革を優先して進めてきたが、多様な主体が参画する「新しい公共」の実現にまでは至っておらず、第七次行政改革大綱においては、公共領域の再構築に向けた段階的な目標設定が必要となっている。」とし、「従来までの「抑制型」の改革だけではなく、新たな魅力や活力が創出され、豊かな市民の暮らしの実現を目指す「創造型」の改革に取り組んでいく必要がある」としています。

これを踏まえ、七次大綱では、従来までの「抑制型」の改革だけではなく、新たな魅力や活力が創出され、豊かな市民の暮らしの実現を目指す「プラス創造型改革」に取り組んでいきます。

そして、これまでの改革の継続、改変、追加すべき改革事項を検討し、第五次総合計画の将来都市像である「ひと・まち・環境 とともに育む「健やか・にぎわい」都市栗東」の実現を目指します。

第1章 第六次行政改革大綱までの経過と概要

1. 行政改革の経過と概要

本市は、平成8年度を初年度として、平成26年度まで、18年間六次にわたる行政改革大綱を策定してきました。この大綱は、行財政改革を一過性のものではなく、継続的に取り組んでいくべきものという考えにより、3～4年間を計画期間として策定し、毎年度における実績や進捗状況等を確認しながら推進してきました。

（1）第一次行政改革（平成8年度～平成10年度）

地方分権推進法の成立を受け、簡素で効率的な行政運営を推進するため、3年を推進期間とする大綱を策定しました。事務事業の見直し、時代に即した組織機構・定員適正化、効果的な行政運営、職員の能力開発、会館等公共施設の設置及び管理運営及び財政の健全化の6項目を重点的に取り組みました。

（2）第二次行政改革（平成11年度～平成13年度）

本格化する地方分権や現実味を帯びてきた市制施行の対応、簡素で効率的な行政運営と社会情勢の変化に柔軟に対応できる行政システムづくりの推進及び事務事業のスクラップ・アンド・ビルドを徹底するため、事務事業の見直し、時代に即した組織機構・定員・給与の適正化、効果的な行政運営、職員の能力開発・活用、会館等公共施設の設置及び管理運営並びに財政の健全化の6項目を重点的に取り組みました。

（3）第三次行政改革（平成14年度～平成16年度）

第三次行政改革は、平成13年10月の市制施行を契機として、新市政栗東市の21世紀における歩みを確かなものとするため事務事業の見直し、財政適正化の推進、組織・機構の見直し、情報化の推進、効率的な行政運営の推進、公共施設の見直しを主な項目として、その手法についてはコスト、チェック、コラボレーションの3C改革として広範な分野にわたる項目に取り組みました。

（4）第四次行政改革（平成17年度～平成19年度）

第四次行政改革では、本市が目指す総合計画の都市像「夢と活力あふれる ふれあい都市 栗東」を具現するため、「スピード、スムーズ、スリム and ビルドで、市民と協働の風格と活気あるまちづくり」を行政改革の目標像にしつつ、国の指針に基づく集中改革プランとの整合を図りながら、給与や定員管理の適正化に積極的に取り組んできました。また、平成17年度からは行政評価事業の一環として、市民の視点で事務事業を点検する外部評価員制度¹を導入するなど、目標管理による成果重視の行政運営を推進してきました。

一方、国においては、平成17年3月、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針（以下「新地方行政改革指針」という。）が示され、各地方公共団体は民間委託の推進、定員・給与の適正化、事務事業の再編・整理等の取り組みを明示した「集中改革プラン」の策定が義務づけられることにより、本市においても、大綱の実施計画として位置づけて策定し、毎年度見直し・公表してきました。

¹ 外部評価員制度： 市民など市行政関係者以外が、市の事務事業を点検・評価すること。

（５）第五次行政改革（平成２０年度～平成２２年度）

第五次行政改革では、「多様な主体との協働による質の高い行政経営」を行政改革の目標に据えて、行政サービス実施主体の多様化を推進しました。

また、平成１９年度に新幹線新駅建設事業が中止されたことを含む急激な財政悪化により、将来にわたって市政やセーフティーネット^２を中心とした行政サービスを継続して行うため、本市独自の行政サービスを中心に、既存の「集中改革プラン」をベースに「財政再構築プログラム」を作成し、公共料金や事務事業の見直しはもちろん、職員数の見直し、施設の統廃合などあらゆる分野にわたって見直しを行いました。その結果、当初予算ベースで平成１９年度と比較して平成２２年度においては、約１４億８千万円の改革に取り組むことができました。

本市においては、近隣に比べて比較的豊かな税収を背景に、昭和５８年度から普通交付税^３不交付団体を続けていましたが、平成２０年秋に発生したリーマンショックを発端とした世界同時不況の影響を受け税収が大幅に減少した結果、平成２２年度には２８年ぶりに交付団体となりました。これらの状況に対応するために、平成２２年度から「更なる財政再構築プログラム」に取り組むとともに、これらのプランを発展・統合した「（新）集中改革プラン」を策定しています。

（６）第六次行政改革（平成２３年度～平成２６年度）

第六次行政改革では、「多様な主体が参画する「新しい公共」^４の実現」を目標に掲げ、サービスの受け手である市民が行政と対等な立場で、地域課題に取り組み、地域経営という視点で「市民を含む多様な主体^５が行政と協働する経営」を目指してきました。

また、計画期間における財源不足額は、中長期財政見通しなどをベースに算出すると「財政再構築プログラム」を実施してもなお、毎年度１０億円程度不足すると見込まれるなか、大綱の実施計画として「（新）集中改革プラン」を位置づけ、全庁一丸となって取り組みを進めてきました。そして、平成２６年度当初予算において平成２２年度当初予算より１０億円の改革（歳入増加・歳出削減）を目標と掲げるなかで、ほぼ目標額を達成することができました。

しかし、改革効果を（新）集中改革プラン終了後も継続していきながら、平成２７年度から平成２９年度までの間は、毎年、前３年間の検証を行い、新たな企業誘致効果や財政調整基金などにより年度間の収支調整を行い、平成３０年度での財政健全化の達成を目標としていることから、平成２７年度以降も、基本的には（新）集中改革プランの改革効果を持続させながら、毎年の検証を通して、財政健全化に向けた進行管理をしていく必要があります。このため、新たな行政需要に対応する考え方や財政規律の確保を明確化することが求められています。

^２ セーフティーネット： 生存権（健康で文化的な最低限の生活を営む権利）と社会権（労働する権利、教育を受ける権利）を誰でも公平に保障する社会の安定に不可欠な制度で、個人のリスク（病気や事故、災害、失業、貧困などの不幸な出来事）に対し、社会として、被害を軽減したり補償する制度。（代表的なものは、健康保険、年金、雇用保険、生活保護などの社会保障制度）。

^３ 普通交付税： 普通交付税は、地方交付税の１つで、一般的な財政需要（日々の行政運営に必要な経費）に対する財源不足額に見合いの額として算定・交付され、地方交付税総額の９４％が充てられている。他に個別、緊急の財政需要（地震、台風等自然災害による被害など）に対する財源不足額に見合う額として算定・交付される特別交付税がある。地方交付税は、地方公共団体の財源の偏在を調整することを目的とした地方財政調整制度で、国が地方交付税を交付することにより税収入（財源）の偏在を是正し、地方公共団体間の不均衡や過不足を調整し、均衡化を図っている。

^４ 新しい公共： これまでの行政により独占的に担われてきた「公共」を、これからは市民・事業者・行政の協働によって「公共」を実現しようとする考え方。（新しい公共ホームページ参照）

^５ 多様な主体： 市民、ＮＰＯ、地域団体、公益的団体、企業など。

第2章 第七次行政改革大綱の概要

1. 改革の背景

第六次行政改革大綱の評価・検証（総括版）にもあるとおり、実施計画と位置づけた（新）集中改革プランによる財政改革を優先して進めてきましたが、多様な主体が参画する「新しい公共」の実現にまでは至っておらず、第七次行政改革大綱においては、従来までの「抑制型」の改革だけではなく、新たな魅力や活力が創出され、豊かな市民の暮らしの実現を目指す「プラス創造型改革」に取り組んでいく必要があります。

一方、平成26年11月、まち・ひと・しごと創生法及び関連法が成立したことを踏まえ、今後の深刻化が想定される人口問題に対する「地方人口ビジョン」や「総合戦略」の策定など、市を取り巻く社会環境に合わせた取り組みが求められています。

2. 総合計画における大綱の位置づけ

本大綱は、第五次総合計画における「政策の実現に向けて」の「効率的で効果的な自治体運営」の主たる計画として位置づけたものであり、第五次総合計画が目指す『ひと・まち・環境とともに育む「健やか・にぎわい都市」栗東』の実現に向け、必要となる行政改革を推進します。

3. 計画期間

第七次行政改革大綱は、第五次総合計画後期基本計画（平成27年度～平成31年度）と年次計画を整合し、平成27年度～平成31年度までの5年間を計画期間とします。

4. 大綱の目標

多様化・複雑化する市民のライフスタイルや価値観、市民ニーズに加え、大きく変革する今後の社会経済情勢を踏まえ、第六次行政改革大綱の課題を継承しつつ、改革効果を更に高める継続的な行財政改革を進めていきます。

また、従来までの抑制型の改革だけではなく、本市の新たな魅力や活力が創造され、市民の豊かな暮らしに寄与する『プラス創造型改革』に取り組み、公共領域の再構築を進めます。

個性をいかしたまちづくりを創造する「新しい公共」の構築

5. 取り組みの基本姿勢

第七次行政改革大綱の目標を達成するため、改革に取り組む3つの基本姿勢を次のとおり定めます。

（1）「市民参画と協働・連携」

市民や事業者、大学、NPO、まちづくり団体など多様な主体と協働・連携を創造する姿勢で取り組みます。

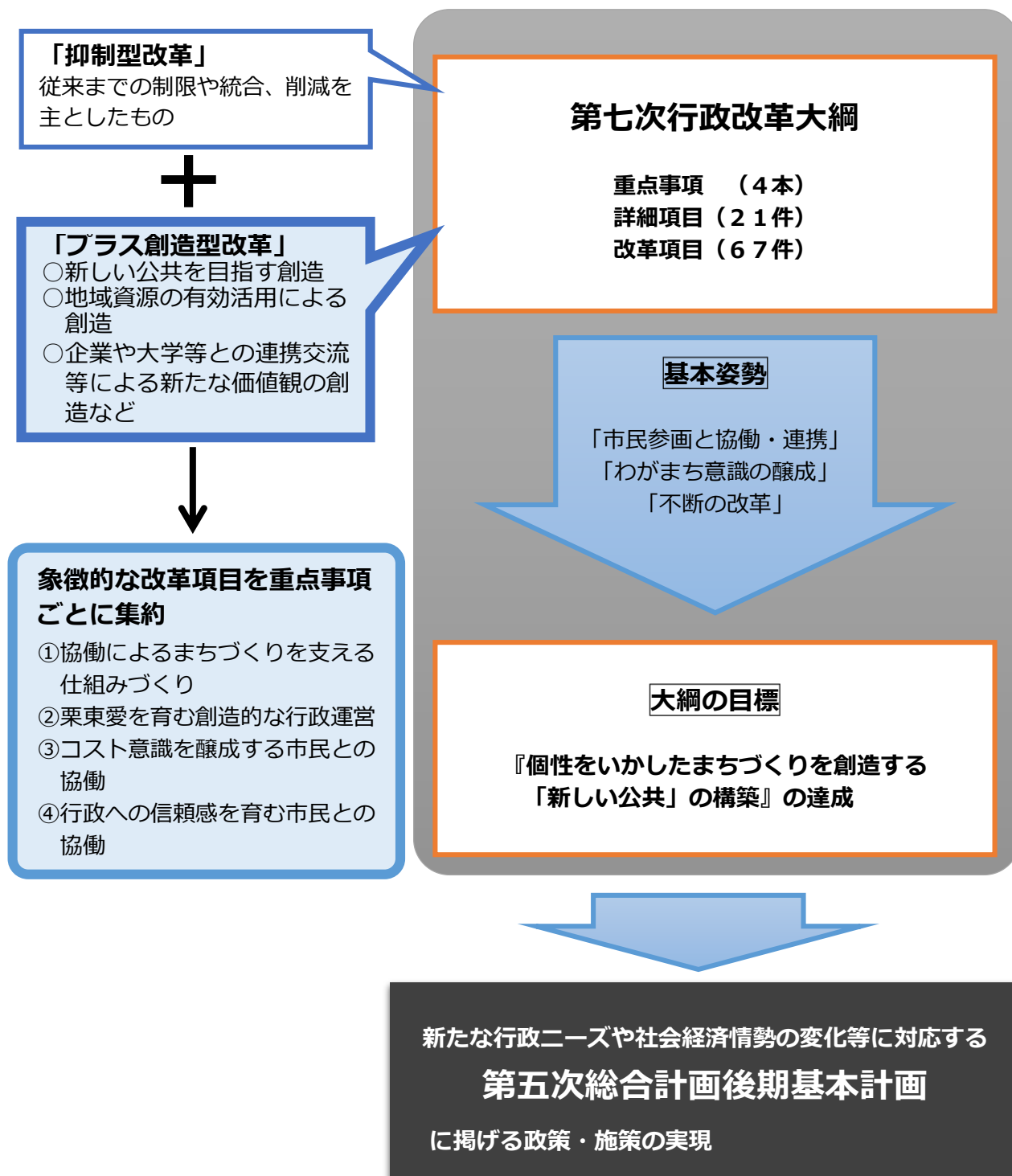
（２）「わがまち意識醸成」

栗東に住んで良かった、これからも住みたいと思える栗東愛の醸成につながる行財政運営に取り組みます。

（３）「不断の改革」

困難な課題にも継続的に向き合い、これからの社会経済情勢の変化に対応するために必要となる行財政運営の改革に挑戦します。

6. 大綱の体系



第3章 重点事項と推進計画

1. 重点事項と詳細項目

第七次行政改革大綱における目標を達成するため、改革における取り組みの基本姿勢に基づき、「重点事項と詳細項目」を次のとおり定めます。

1. 市民参画と協働によるまちづくりの推進

少子化・高齢化の人口減少社会において、主権者である市民の行政への参画や協働によるまちづくりの必要性が高くなっています。そして、複雑化・多様化する社会要請や市民ニーズに的確に対応し、持続可能な社会を構築するためには、公共サービスを行政主導で進めるのではなく、協働や連携、そして市民主導による住民自治の実現を目指すことが求められます。また、市民参画と協働によるまちづくりが進展するためには、市政への参画意欲を高めることが必要となります。

こうしたなか、これまでの改革により、市民や職員の理解は広がりつつありますが、様々な手法やツールを活用しながら、引き続き、多様な主体による「新しい公共」の構築を目指した改革が求められます。

【詳細項目】

- (1)【意識の醸成】市民参画と協働によるまちづくりへの理解促進
- (2)【行政への参画】PDCAサイクル⁶の各段階での参画推進
- (3)【広聴制度の充実】積極的な情報共有と説明責任の徹底
- (4)【協働の実践】公共サービスの主体を育む協働事業の充実
- (5)【地域との協働の推進】地域主体のまちづくりに向けた環境整備
- (6)【プラス創造型改革】協働によるまちづくりを支える仕組みづくり

2. 地域資源とわがまち意識を育む行政運営

これまでの改革として、(新)集中改革プランに基づく施策の見直し、中長期財政見通し⁷における特定事業の位置付け、職員削減等によって経費の削減と事務事業の効率化を一定進めてきました。一方で、従来までの抑制型を中心とした改革に傾注した結果、職員の人員削減に伴う市民サービスや職員の士気への影響など、改革に伴う負の側面も否定できない状況があると考えられます。

今後においては、市民ニーズを踏まえつつ、これからの時代に真に必要な事業を見極め、中長期的な視点を持ち、引き続き、経費削減や事務事業の効率化を進めていく必要があります。そして、栗東ならではの事務事業のあり方を見つめ直すとともに、地

⁶ PDCAサイクル：事務事業を円滑に進める手法の一つ。Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Action(改善)の4段階を繰り返すことによって、事務事業を継続的に改善する。

⁷ 中長期財政見通し：市の今後10年間の財政収支の予測。

域資源とわがまちへの誇りと愛着を育みながら改革に向き合っていくことが求められます。

【詳細項目】

- (1)【事務事業の見直し】 栗東ならではのまちづくりの創造
- (2)【民間委託等の推進】 新たなアウトソーシング⁸の推進
- (3)【情報提供のあり方を見直し】 市民へのきめ細かな情報提供・情報共有
- (4)【経費の削減】 積極的なコスト管理の推進
- (5)【人員の適正化】 事務事業量と人員の適正化
- (6)【外郭団体⁹のあり方見直し】 経営効率化や整理統合の推進
- (7)【プラス創造型改革】 栗東愛を育む創造的な行政運営

3. 規律を遵守した堅実な財政運営

これまでの改革として、(新)集中改革プランに基づき、歳入に見合った歳出構造への転換、公債費負担の年次的低減、未利用財産の有効活用・売却促進、受益者負担の適正化、補助金・負担金の適正化、地方公営企業・第三セクター¹⁰の経営健全化など、改革効果は確実に上がっています。

この改革効果は、(新)集中改革プラン終了後も継続していきながら、平成 27 年度から平成 29 年度までの間は、毎年、前 3 年間の検証を行い、新たな企業誘致効果や財政調整基金などにより年度間の収支調整を行い、平成 30 年度での財政健全化（実質公債費比率¹¹：18%未満、将来負担比率¹²：200%未満）の達成を目標として、継続的に取り組んでいくことが求められます。

【詳細項目】

- (1)【財政規律の確保】 収支バランスのとれた財政運営
- (2)【歳入の確保】 市民の暮らしを支える安定的な収入の確保
- (3)【歳出の削減】 歳入に応じた適切な支出
- (4)【プラス創造型改革】 コスト意識を醸成する市民との協働

4. 柔軟性のある組織体制に向けた風土改革

⁸ アウトソーシング： 業務の外部委託。

⁹ 外郭団体： 官庁などの組織の外部にあって、これと連絡を保ち、その活動や事業を助ける団体。

¹⁰ 第三セクター： 地方公共団体と民間企業との共同出資で設立される事業体。

¹¹ 実質公債費比率： 実質的な公債費（地方債の元利償還金）が財政に及ぼす負担を表す指標。地方税、普通交付税のように使途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額（普通交付税が措置されるものを除く）に充当されたものの占める割合。通常、前 3 年度の平均値を使用する。

¹² 将来負担比率： 市の普通会計（主に一般会計）や第 3 セクターなどの債務総額が市の一般財源（主に税収など）の何倍程度あるかを示す比率。

限りある行政資源を有効に活用していくため、また、職員個々の能力を最大限発揮できる組織を構築するため、公共サービスの質の向上、ひいては市民満足度の最大化を目指した取り組みが求められます。

また、職場内外とのコミュニケーション機会を創出することで前向きな思考の職場環境づくりへと組織風土の改革に取り組み、職員の意欲を高める人材育成に取り組んでいきます。

そして、市民に分かりやすい行政評価制度¹³への改善、市民目線からの事務事業の見直しの実施など、市民に説明責任を果たしながら協働による視点で改革に取り組むことが求められます。

【詳細項目】

- (1) 【組織体制の整備】 行政ニーズに対応できる柔軟な組織づくり
- (2) 【人材の育成】 意欲と能力を高める計画的な人材育成
- (3) 【職場環境の活性化】 コミュニケーション豊かな主体的な組織風土への改革
- (4) 【プラス創造型改革】 行政への信頼感を育む市民との協働

¹³ 行政評価制度： わかりやすく透明性の高い行政運営の実現し、行政経営の課題を解決していく「道具」で、まちづくりの課題や実際の仕事の結果を振り返り、次の企画と実施に反映させ、より高次の結果を追求していく総合的なマネジメントの仕組み。

2. 推進計画

- ・重点事項ごとに詳細項目を整理し、その実現に向けた「推進計画」として改革項目を位置づけるとともに、特に優先的に取り組むべきものを「早期改革項目（◎印）」として位置づけます。
- ・「早期改革項目」は、詳細項目を実現するための最優先事項として改革を実践していきます。なお、推進計画では、平成27年度～平成28年度の2カ年以内に具体的な改革の内容を明らかにするとともに、できる限り前倒しして取り組むものとします。
- ・「早期改革項目」以外の改革項目については、毎年度のアウトプット指標の設定を行い、進行管理するものとします。
- ・また、「推進計画」の改革項目には、第六次行政改革大綱から継続した取り組みとともに、第七次行政改革大綱からの新たな改革として「新規改革項目（★印）」を位置づけます。

- | |
|--|
| <p>◎ 早期改革項目：改革項目のうち、特に優先的に取り組むべき改革項目</p> <p>★ 新規改革項目：これまでの取り組み、今後の社会経済情勢等を踏まえ、第七次行政改革大綱から新たに取り組む改革項目</p> |
|--|

- ・それぞれの「改革項目」には、取り組みの中心となる主管課と関係課を位置づけ、主管課が当該項目を計画的に推進・進行管理します。
- ・組織改革等に伴い主管課・関係課の変更が生じた場合は、その都度、所属を明らかにし、着実に改革を実施するものとします。

- | |
|---|
| <p>【主管課】 改革項目の推進、進行管理を担うとともに関係課の調整を図る所属</p> <p>【関係課】 改革項目に深く関係することから主管課と連携・協力する所属</p> |
|---|

- ・「改革項目」の具体的な実施に向けては、行財政改革推進本部や行政改革懇談会等による行政改革の進行管理において、適宜、追加・修正等を行いながら、第七次行政改革大綱の目標の完遂を目指していきます。

3. 重点事項と推進計画

1. 市民参画と協働によるまちづくりの推進

(1) 【意識の醸成】市民参画と協働によるまちづくりへの理解促進

市民参画と協働によるまちづくりへの理解を促進するため、市が目指す協働や「新しい公共」の姿、その取り組み方策等を明らかにし、今後の市民参画と協働によるまちづくりの指針となる「市民参画と協働によるまちづくりの推進条例行動計画」に基づき推進します。また、あらゆる機会を通じて、市民参画と協働によるまちづくりへの意識の醸成を図るとともに、活動事例や成果を積極的に情報発信していきます。

【推進計画】（◎：早期改革項目　★：新規改革項目）						
改革項目（●主管課、○関係課）		H27	H28	H29	H30	H31
◎	★「市民参画と協働によるまちづくりの推進条例行動計画」の推進 ●：自治振興課	市による 基盤づくりの推進 と協働の実践		行動計画に基づく 市民参画と協働の実践		
	・啓発・情報発信 ●：自治振興課 ○：広報課	仕組みの検討・実施				

(2) 【行政への参画】PDCAサイクルの各段階での参画推進

市民の積極的な行政への参画を促すため、市民説明会やパブリックコメント¹⁴、各種アンケート調査など、市民意見の把握方法や市民参画の機会づくりの充実を図り、市民意向の把握に努めます。また、個別計画や各種施策の進行管理にあたり、計画（Plan）策定段階に加え、実行（Do）、検証（Check）、見直し（Action）の各段階においても市民参画を推進し、市民目線を重視した取り組みの評価・検証を行います。

【推進計画】（◎：早期改革項目 ★：新規改革項目）					
改革項目（●主管課、○関係課）		H27	H28	H29	H30 H31
	・パブリックコメントや各種アンケート調査などによる市民意向の把握 ●：広報課 ○：自治振興課	意見把握方法や制度充実の検討を 行いながら、実施			
◎	・市民参画と協働によるまちづくりの進行管理 ●：自治振興課 ○：元気創造政策課	仕組みの 検討・実施		評価・検証の実施	

¹⁴ パブリックコメント： 行政機関が意志決定をする前の手続きとして広く市民に求める意見や情報。

（３）【広聴制度の充実】積極的な情報共有と説明責任の徹底

市政への関心、市民参画と協働によるまちづくりに対する意識を高めるため、「市長のこんにちはトーク」、「市長と気軽に栗東まちづくり座談会」などの広聴制度の更なる充実を図るとともに、市民意見等の反映や対応の考え方を出来る限り公表します。

また、多様な主体との協働が可能な事業の整理、大学や民間企業、地縁団体、NPOなどの多様な主体との連携・情報共有、ナレッジマネジメント¹⁵の構築など、協働によるまちづくりを支える仕組みづくりを進めます。

【推進計画】（◎：早期改革項目　★：新規改革項目）						
改革項目（●主管課、○関係課）		H27	H28	H29	H30	H31
◎	・「市長のこんにちはトーク」、「市長と気軽に栗東まちづくり座談会」などの制度充実 ●：広報課	→ 仕組みの検討		→ 制度充実を図りながら、実施		
◎	★市民の意見や提案に関する情報のナレッジマネジメントの構築 ●：広報課 ○：元気創造政策課	→ 仕組みの検討		→ 改善を図りながら、実施		
	★市民意見を公開する制度の検討・実施 ●：広報課 ○：総務課	→ 調査・検討・運用				

¹⁵ ナレッジマネジメント（knowledge management）： 個人のもつ暗黙知を形式知に変換することにより、知識の共有化、明確化を図り、作業の効率化や新発見を容易にしようとする企業マネジメント上の手法。組織によって創造される知識は集合知と呼ばれ、そのマネジメント手法に注目が集まっている。

（４）【協働の実践】公共サービスの主体を育む協働事業の充実

多様化・複雑化する地域課題や市民ニーズに対し、適切な公共サービスを提供していくため、様々な行政分野で市民参画と協働によるまちづくりが進展するように、協働事業制度の活用・充実を進めます。

公共サービスや行政がすべきことを明確化する一方で、庁内各課・外郭団体等自らが協働事業の可能性を検討し、地域や団体、大学や企業などへの呼び掛け・マッチングやコーディネートに取り組むことで、今後の公共サービスを担う主体を育みます。

【推進計画】（◎：早期改革項目　★：新規改革項目）						
改革項目（●主管課、○関係課）		H 27	H 28	H 29	H 30	H 31
◎	★庁内各課による地域等への協働事業の参画呼び掛け・コーディネート ●：自治振興課	見直し検討		改善を図りながら、実施		
◎	★大学や企業などとの多様な連携・コラボレーションの検討・実践 ●：自治振興課 ○：経済振興労政課、元気創造政策課、学校教育課	仕組みの検討		実践		
	・協働事業制度の活用・充実 ●：自治振興課 ○：元気創造政策課	活用・充実を図りながら、実施				

（５）【地域との協働の推進】地域主体のまちづくりに向けた環境整備

少子化・高齢化が進むなか地域社会における安心・安全なまちづくりの必要性が高まり、自治会や地域振興協議会、コミュニティセンター（以下、「コミセン」という）が果たす役割が一層、重要になってきています。このため、地域固有のまちづくりの進展や、個々の地域課題への柔軟な対応に向け、更なる地域活動に係る補助金制度等の再編・統合、交付金化に向けた取り組みを進めます。

また、自治連合会、地域振興協議会、コミセンの連携を充実するなかで、地域主体のまちづくりの検討を進めます。

【推進計画】（◎：早期改革項目　★：新規改革項目）						
改革項目（●主管課、○関係課）		H 27	H 28	H 29	H 30	H 31
◎	・地域活動補助金制度の再編・統合、交付金化の検討・実施 ●：自治振興課 ○：財政課	見直し検討		改善を図りながら、実施		
◎	★自治連合会、地域振興協議会、コミセンの連携充実のための仕組みの検討・実施 ●：自治振興課 ○：生涯学習課	検討		実施		

(6)【プラス創造型改革】協働によるまちづくりを支える仕組みづくり

本市の新たな魅力や活力、市民の豊かな暮らしの創造を目指し、効率的で効果的な施策展開を模索しながら、市民参画と協働によるまちづくりの更なる進展を図るため、まちづくり情報を集積・共有するため、市民人材バンクの仕組みを構築・運用し、NPOやボランティア団体、大学や企業等との連携や、プラットフォーム¹⁶づくりを進めます。

また、市民参画と協働によるまちづくりを推進する中間支援組織・機能の充実を図るとともに、積極的な大学連携に向けた取り組みを進めます。

【推進計画】（◎：早期改革項目　★：新規改革項目）						
改革項目（●主管課、○関係課）		H 27	H 28	H 29	H 30	H 31
◎	★「市民人材バンク」の仕組みづくり・運用 ●：自治振興課 ○：生涯学習課	仕組みの検討		運用		
◎	★NPOやボランティア団体、大学や企業等との連携・プラットフォームづくり ●：自治振興課 ○：経済振興労政課、元気創造政策課、商工観光課	仕組みの検討		プラットフォームづくりの実践		
	★中間支援組織・機能の充実 ●：自治振興課	組織・機能の検討・充実				
	★大学包括協定など、積極的な大学連携への取り組み ●：自治振興課 ○：元気創造政策課、総務課、学校教育課	仕組みの検討・連携実施				

¹⁶ プラットフォーム：そもそも「壇上」や「(高い)足場」といった意味を持つ英語であるが、ここでは、市民や様々な主体が集い、主体的に創り出す多様な活動を支え、社会に広げていくための「場」や「舞台」を示す。

2. 地域資源とわがまち意識を育む行政運営

(1) 【事務事業の見直し】 栗東ならではのまちづくりの創造

地方分権社会の進展により、益々、公共サービスの担い手を再構築することが求められます。このため、長期的な視点に立ち安定的な行政運営を行うとともに、必要となる事務事業の見直し・再編を優先的に進め、事業の優先順位に「選択と集中」をつけた行政運営に取り組みます。

また、市民への積極的な情報発信と理解促進を図りつつ、(新)集中改革プラン（H24～H26）の改革効果を継続し、投資的経費を最小限に抑え、効率的・効果的な公共事業の推進にも取り組みます。更には、国や県への予算や施策に対する要望活動も充実していきます。

【推進計画】（◎：早期改革項目　★：新規改革項目）						
改革項目（●主管課、○関係課）		H 27	H 28	H 29	H 30	H 31
◎	・事務事業の見直し・再編 （優先順位の決定） ●：元気創造政策課 ○：総務課	 事務事業量の調査 と連動した見直し 検討		 事務事業の見直し・再編		
	・公共事業における投資的経費の 節減 ●：財政課 ○：元気創造政策課	 投資的経費の節減の継続的検討と実施				
	・国・県予算及び施策の要望 ●：元気創造政策課	 効果的な要望活動の検討と見直し				

（２）【民間委託等の推進】新たなアウトソーシングの推進

コスト面だけでなく公共サービスの質や市民満足度の向上を目指し、行政主導で取り組むべきことを明確化したうえで、総合的な観点から組織横断的に新たなアウトソーシングの検討・実践に取り組みます。また、市民目線から指定管理者制度の評価・検証、再検討を行うとともに、総合的な観点により民間委託等を推進します。

また、持続的な行政運営を進めていくため、公共施設等総合管理計画¹⁷を策定し、公共施設の計画的な維持管理（統廃合や更新、長寿命化、老朽施設の除却等）、広域計画（連携協約等）の検討・実践にも取り組んでいきます。

【推進計画】（◎：早期改革項目　★：新規改革項目）						
改革項目（●主管課、○関係課）		H27	H28	H29	H30	H31
◎	・総合的・組織横断的なアウトソーシングの検討・実践 ●：元気創造政策課 ○：総務課、自治振興課	検討		アウトソーシングの実践		
◎	★公共施設等総合管理計画の策定、計画的な維持管理の実践 ●：総務課　○：財政課	計画の策定	維持管理の実践			
	★広域計画（連携協約）など広域行政の推進 ●：元気創造政策課 ○：総務課	継続的な検討、実施可能な連携の推進				

（３）【情報提供のあり方の見直し】市民へのきめ細かな情報提供・情報共有

市政への関心を高めていくため、ホームページやフェイスブック等、多様な手段を活用しながら、市民目線で分かりやすく、見たくなる、きめ細かな情報提供に取り組み、市民との信頼関係の構築を図ります。特に、情報量があふれる今日の社会環境において、限られた紙面やホームページなどを有効に活用するため、デザイン性やメッセージ性に配慮し、創意工夫のもとで、情報提供のあり方全般を見直し、双方向型・リアルタイムな情報発信・共有を進めます。

また、庁内においては、グループウェアシステム¹⁸を最大限に活用し、積極的な情報共有に取り組みます。

【推進計画】（◎：早期改革項目　★：新規改革項目）						
改革項目（●主管課、○関係課）		H27	H28	H29	H30	H31
◎	★広報りっとうやホームページ等の充実、情報提供のあり方全体の見直し・実践 ●：広報課	→ 充実、見直し		→ 新たな情報提供の実践		

¹⁷ 公共施設等総合管理計画：公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、総務省が地方公共団体に要請した計画。

¹⁸ グループウェアシステム：組織内の複数の人による情報共有や共同作業を支援する電子ネットワークソフト。

	・グループウェアシステムを活用した積極的な情報共有 ●：総務課 ○：元気創造政策課						
		 継続的な見直し実施と情報共有の充実					

（４）【経費の削減】積極的なコスト管理の推進

コストの見える化や業務の明確化を進め、引き続き、職員のコスト意識の向上に取り組めます。

また、国・県等の補助制度の積極的な活用に取り組むことで市費の支出抑制に取り組み、その一方で、交付する補助金の適切な運用も図ります。

さらに、グループウェアシステムの効率的な活用等の情報システム活用の最適化や日々の業務における改善意識により、紙・エネルギー・時間等の節減を通じたトータルコストの削減を図ります。

【推進計画】（◎：早期改革項目　★：新規改革項目）						
改革項目（●主管課、○関係課）		H 27	H 28	H 29	H 30	H 31
◎	★コストの見える化による事務改善の推進 ●：元気創造政策課 ○：財政課	 見直し推進		 更なるコスト意識の向上		
	・国・県等の補助制度の積極的な活用 ●：財政課 ○：元気創造政策課	 継続的な活用の検討・実践				
	★情報システム活用の最適化 ●：総務課	 検討・実践				

（５）【人員の適正化】事務事業量と人員の適正化

事務事業量の把握を行い、事務事業の見直しや優先順位の明確化を図るなかで、アウトソーシングの推進等を踏まえた、人員の適正配置に取り組むとともに、再任用職員を含めた職員の年齢構成バランスに配慮した組織づくりを進めます。

【推進計画】（◎：早期改革項目　★：新規改革項目）						
改革項目（●主管課、○関係課）		H 27	H 28	H 29	H 30	H 31
◎	★事務事業量の把握（栗東モデルの構築） ●：総務課 ○：元気創造政策課	 事務事業量の把握		 事務事業量と人員配置の適正化の実施		
	・組織の適正化の検討・実践 ●：総務課 ○：元気創造政策課	 検討・実践				

（６）【外郭団体のあり方見直し】経営効率化や整理統合の推進

外郭団体、出資団体や財政援助団体等の経営効率化・整理統合を検討し、推進します。

【推進計画】（◎：早期改革項目 ★：新規改革項目）					
改革項目（●主管課、○関係課）		H 27	H 28	H 29	H 30 H 31
◎	・外郭団体等の経営効率化・整理統合 ●：元気創造政策課	 検討		 経営効率化・整理統合	

（７）【プラス創造型改革】 栗東愛を育む創造的な行政運営

本市の持続的継続に向け、市民のわがまちに向けた誇りや愛着の醸成が求められています。このため、栗東ならではの地域資源の活用ビジョンや、本格的な人口減少社会に対応するための人口ビジョン・総合戦略の策定・実践に取り組むとともに、市民のわがまち意識（シビックプライド¹⁹）の醸成を進め、市民の栗東愛につながる前例にとらわれない自由で創造的な行政運営に取り組みます。

また、地域資源を有効に活用した新産業創造イノベーション²⁰、特区制度の積極的な活用、都市のブランド戦略など、本市の特徴を活かした自律的で持続的な行政運営に向けた取り組みを進めます。

【推進計画】（◎：早期改革項目　★：新規改革項目）						
改革項目（●主管課、○関係課）		H27	H28	H29	H30	H31
◎	★地域資源活用ビジョンの策定・実践 ●：広報課 ○：元気創造政策課、農林課、商工観光課、自治振興課	計画策定	地域資源活用の取り組みの実践			
◎	★人口ビジョン・総合戦略の策定・実践 ●：元気創造政策課 ○：広報課	計画策定	具体的な取り組み・施策の実践			
	★市民のわがまち意識（シビックプライド）の醸成 ●：自治振興課 ○：広報課、元気創造政策課	仕組みの検討・意識醸成の取り組み				
	★都市のブランド戦略の推進 ●：広報課 ○：元気創造政策課、農林課、商工観光課、自治振興課	検討及び実践				
	★新産業創造イノベーションの推進 ●：経済振興労政課	検討及び実践				

¹⁹ シビックプライド：その都市に対してもつ誇りや愛着。

²⁰ イノベーション（innovation）：物事の「新結合」「新機軸」「新しい切り口」「新しい捉え方」「新しい活用法」（を創造する行為）のこと。一般には新しい技術の発明を指すと誤解されているが、それだけでなく新しいアイデアから社会的意義のある新たな価値を創造し、社会的に大きな変化をもたらす自発的な人・組織・社会の幅広い変革を意味する。つまり、それまでのモノ・仕組みなどに対して全く新しい技術や考え方を取り入れて新たな価値を生み出して社会的に大きな変化を起こすことを指す。

3. 規律を遵守した堅実な財政運営

(1) 【財政規律の確保】収支バランスのとれた財政運営

堅実な財政運営を推進していくためには、(新) 集中改革プラン（H24～H26）による改革効果を確実に継承するための財政規律の確保が必要です。このため、新たに本市独自の財政運営の基本方針検討に取り組み、財政規律の確保と更なる財政健全化を進めるとともに、市民への積極的な情報発信・理解促進を図ります。

また、総合計画と中長期財政見通し（特定事業²¹）の一体的な運用を図りつつ、栗東ならではのまちづくりや市民の豊かな暮らしを創造する改革に向け、「選択と集中」による予算配分を行います。

【推進計画】（◎：早期改革項目　★：新規改革項目）						
改革項目（●主管課、○関係課）		H 27	H 28	H 29	H 30	H 31
◎	★財政運営の基本方針の策定 ●：財政課 ○：元気創造政策課	 方針の策定		 収支バランスのとれた 財政運営の実践と 基本方針の見直し		
◎	★総合計画と中長期財政見通し （特定事業）の一体的運用、「選 択と集中」による予算配分の実 施 ●：財政課 ○：元気創造政策課	 仕組みの検討		 「選択と集中」による 予算配分の実施		

²¹ **特定事業：** 総合計画の「重点施策」に位置づけられた事業、または個別計画に位置づけられかつ年次事業経費が明らかになっているもの、あるいは国・県の政策方針もしくは広域行政推進上取り組まなくてはならない事業等。

（２）【歳入の確保】市民の暮らしを支える安定的な収入の確保

安定的な収入を確保するため、トップセールス²²を戦略的に展開し、交通の利便性を活かして企業の誘致を図ります。

また、納税者の利便性向上を図るためのコンビニ収納の実施をはじめ、ふるさと応援寄附金制度の活用に向けた記念品贈呈事業の再検討や、未利用財産の有効活用、国・県等の補助制度の積極的な活用、民間広告料の確保、税外債権²³を含めた徴収率の向上を図るための利用料金徴収条例等の検討等、経営的感覚によるあらゆる手立てを講じ、歳入の確保に取り組みます。

【推進計画】（◎：早期改革項目　★：新規改革項目）						
改革項目（●：主管課、○：関係課）		H27	H28	H29	H30	H31
◎	・トップセールスの展開、企業誘致の推進 ●：経済振興労政課 ○：広報課	戦略の検討と実施		戦略に基づく実施		
◎	★コンビニ収納などの払いやすい環境づくり、使用料等への拡大の検討 ●：総務課 ○：財政課、会計課	検討・準備		実施		
	・ふるさと応援寄附金制度の活用に向けた記念品贈呈事業の再検討 ●：元気創造政策課 ○：税務課、財政課、会計課、総務課	再検討・実施				
	・市有地の売却、未利用地の有効活用 ●：総務課 ○：財政課	有効活用の検討と実施				
	・国・県等の補助制度の積極的な活用	前掲（16ページ参照）				
	・広告料収入等による財源確保 ●：財政課	検討・実践				
	★税外債権の徴収率向上を図るための利用料金徴収条例等の検討・実践 ●：総務課	条例制定等の検討				

²² トップセールス： 市長自らが売り込み交渉を行うこと。

²³ 税外債権： 市が有している債権のうち、保育園保育料や介護保険料、下水道事業受益者負担金等、市税以外の債権のこと。

（３）【歳出の削減】歳入に応じた適切な支出

歳入に応じた適切な支出をマネジメントするため、市民とともにコスト意識に基づく財政運営に取り組み、適正な歳入・歳出の均衡を図ります。特に、職員・市民のコスト意識をより一層醸成し、公債費の抑制のための目標の明確化や実現に向けたルールづくりなどにより、歳出の削減を進めます。

また、将来世代への負担の軽減のため、既存ストックを最大限に有効活用するスタンスに立ち、公共施設等総合管理計画に基づく公共施設マネジメント、公共工事の投資的経費の節減、ライフサイクルコスト²⁴を意識した公共工事の実施にも取り組んでいきます。

【推進計画】（◎：早期改革項目　★：新規改革項目）						
改革項目（●：主管課、○：関係課）		H 27	H 28	H 29	H 30	H 31
◎	・職員・市民のコスト意識の醸成 ●：元気創造政策課 ○：財政課	目標設定等		実施		
◎	★公債費抑制のための目標設定、 目標達成のルールづくり・実践 ●：財政課 ○：元気創造政策課	目標設定等		公債費抑制の実践		
◎	★公共施設等総合管理計画の策 定、計画的な維持管理の実践	前掲（１５ページ参照）				
	・公共事業における投資的経費の 節減	前掲（１４ページ参照）				
	★ライフサイクルコストを踏ま えた公共工事の実施 ●：財政課	継続的な検討と実施				

²⁴ ライフサイクルコスト（LCC：life cycle cost）：製品や構造物を取得・使用するために必要な費用の総額。企画・設計から維持・管理・廃棄にいたる過程（ライフサイクル）で必要な経費の合計額をいう。

(4)【プラス創造型改革】コスト意識を醸成する市民との協働

市の財政を家計に置き換えて分かりやすく情報発信するなど、財政状況や財政運営に関する説明責任を果たしながら、職員・市民がコスト意識を共有し、ともに進行管理する仕組みづくりに取り組みます。特に、予算・決算等の財務情報の作成・積極的な公表、結果を踏まえた効率的・効果的な財政運営に取り組みます。

また、行政主導で取り組むべきことや協働・連携により取り組むべきこと、市民主導で取り組むべきことを整理し、受益者負担や使用料、補助金・負担金に関する基準の検討・実践に取り組みます。

さらに、地域資源を有効に活用した新産業創造イノベーションの推進など、本市の新たな魅力や活力、市民の豊かな暮らしにつながる財政運営に向けた取り組みを進めます。

【推進計画】（◎：早期改革項目　★：新規改革項目）						
改革項目（●主管課、○関係課）		H 27	H 28	H 29	H 30	H 31
◎	・ 予算・決算等の財務情報の市民 にとって分かりやすい情報発信 ●：財政課　○：広報課	情報提供の 見直し検討		毎年度、作成・情報発信		
	★受益者負担や使用料、補助金・ 負担金の基準づくり・実践 ●：元気創造政策課	基準づくりの検討、実施				
	★新産業創造イノベーションの 推進	前掲（18ページ参照）				

4. 柔軟性のある組織体制に向けた風土改革

(1) 【組織体制の整備】行政ニーズに対応できる柔軟な組織づくり

多様化・複雑化する市民ニーズに対し、的確に対応できる柔軟な組織体制の構築が求められています。このため、長期的な視点に立ち安定的な行政運営を行うために必要となる組織体制の構築、その実現に向けた組織改革・人事異動、戦略的な職員採用計画の検討・実践に取り組みます。

また、職員の意欲と能力が最大化される職場づくりを目指し、適切な人員配置、計画的な定員管理と専門職員の確保、職員の年齢構成バランスの確保など、限られた人材を財産として大切に作る組織づくりを進めるとともに、計画の決定プロセスも見直します。

【推進計画】（◎：早期改革項目　★：新規改革項目）						
改革項目（●：主管課、○：関係課）		H 27	H 28	H 29	H 30	H 31
◎	★事務事業量の把握（栗東モデルの構築）	前掲（17ページ参照）				
◎	★職員の士気を高める仕組みづくり ●：総務課 ○：元気創造政策課	仕組みの検討		運用		
◎	・職員の意欲と能力を踏まえた人員配置 ●：総務課	仕組みの検討		運用		
◎	・計画的な定員管理と専門職員の確保、職員の年齢構成バランスの確保 ●：総務課	運用の見直し		検討のうえで、実施		
	・組織改革・人事異動方針の決定プロセスの見直し・充実 ●：総務課 ○：元気創造政策課	長期的視点に立って、毎年度、実施				

（２）【人材の育成】意欲と能力を高める計画的な人材育成

多様化・複雑化する市民ニーズや地域課題に対して組織横断的に対応できるコーディネーターの育成や職員一人ひとりが意欲と能力を高め行政サービスに取り組むことができる組織体制が求められています。このため、国・県・周辺市との人事交流や外部人材の登用等を推進するとともに、人材育成基本方針の見直し、人材育成基本方針に基づく計画的な職員研修計画など、職員の意識改革や専門的能力の向上につながる取り組みを進めます。

また、人事評価制度の導入にあっては、事務事業量の計測とも整合を図りながら、評価基準の明確化、評価結果や評価プロセスの見える化とともに、社会貢献活動に対するポイント付与等の仕組みについても検討していきます。

【推進計画】（◎：早期改革項目　★：新規改革項目）						
改革項目（●主管課、○関係課）		H 27	H 28	H 29	H 30	H 31
◎	★国・県との人事交流や外部人材登用の推進 ●：総務課	検討・調整		実施		
◎	・人材育成基本方針の見直し、計画的な職員研修を通じた職員の意識改革の推進 ●：総務課	方針の見直し		職員研修の実施、充実		
	・意欲と能力を高める人事評価制度の導入・実践 ●：総務課	導入、改善を図りながら実施				

(3)【職場環境の活性化】コミュニケーション豊かな主体的な組織風土への改革

従来までの抑制型の行政改革を通じて閉塞感が漂う職場環境を一新するため、組織のコミュニケーション強化を図り、職員の前向きな改革思考、事務改善意欲を掻き立てるための取り組みが求められています。このため、様々な情報を集積・共有し、アイデアを施策に反映するナレッジマネジメントの仕組みづくりを進めるとともに、職場環境の活性化に向け、組織横断的な政策課題の共有と課題解決の実践を目指し、コミュニケーションの充実・強化、自発的で主体的な組織風土改革に取り組みます。特に、市の目指すまちづくりや様々な情報の共有に向け、市長と職員、課内、他部・他課とのコミュニケーションの強化・充実のため、プロジェクト会議などの情報共有の機会づくりに取り組みます。

このほか、職員提案・事務改善も視野に入れた職員提案制度の充実、他市や民間企業との人事や交流による情報交換の機会づくり、部内スタッフ制度など有機的な職場づくり等も検討し、実践に繋げていきます。

【推進計画】（◎：早期改革項目　★：新規改革項目）						
改革項目（●主管課、○関係課）		H 27	H 28	H 29	H 30	H 31
◎	★庁内のナレッジマネジメントの構築・運用 ●：元気創造政策課 ○：広報課	仕組み検討		実施		
◎	・市長と職員、他部・他課とのコミュニケーションの強化・充実 ●：総務課 ○：元気創造政策課	抜本的見直し		改善を図りながら、実施		
	・職員提案制度の充実、アイデアを施策に反映する仕組みづくり ●：元気創造政策課 ○：総務課	改善を図りながら、実施				
	★広域交流による情報交換 ●：総務課	実施				

(4)【プラス創造型改革】行政への信頼感を育む市民との協働

市民の行政に対する信頼感を育むため、市民の意見や提案等の情報を共有するナレッジマネジメントの構築に取り組むとともに、より多くの市民に分かりやすい組織目標の設定や目標管理、情報発信に取り組めます。

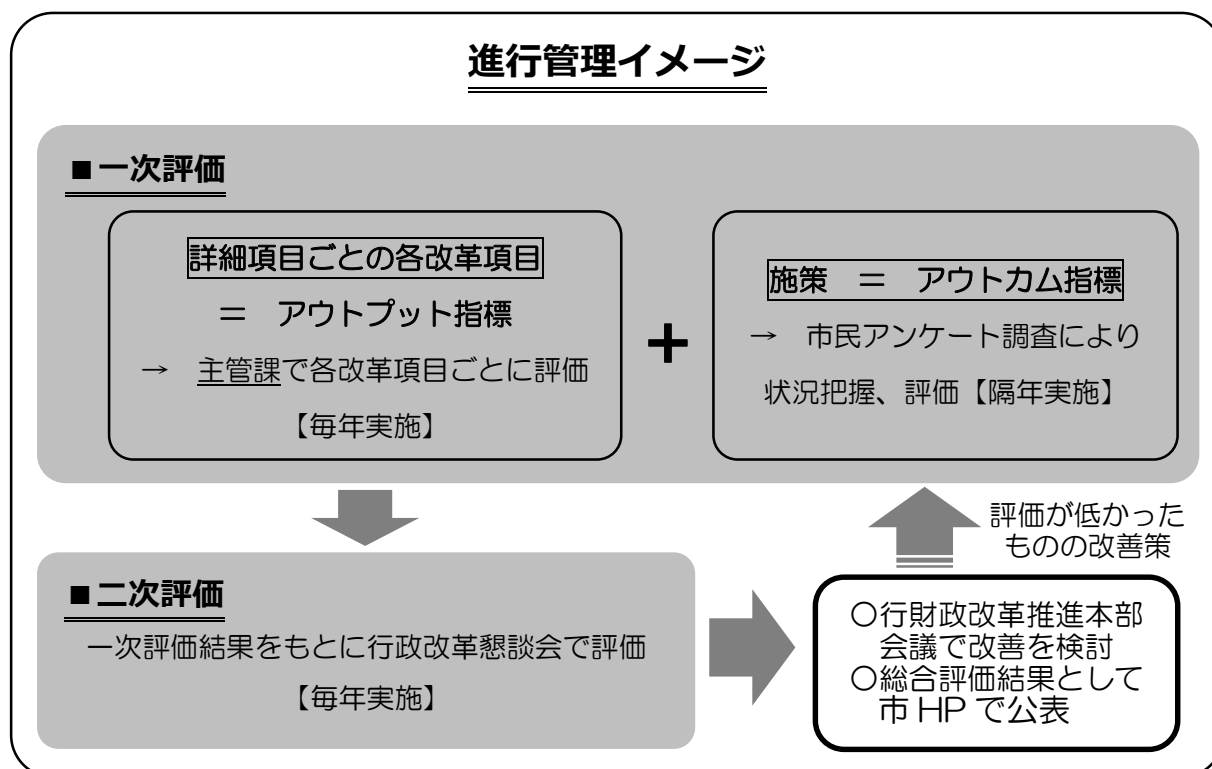
また、シンプルで分かりやすい手法・仕組みを検討し、市民との協働による進行管理や行政評価・目標管理の仕組みづくりに取り組めます。

【推進計画】（◎：早期改革項目　★：新規改革項目）						
改革項目（●主管課、○関係課）		H27	H28	H29	H30	H31
◎	★市民の意見や提案に関する情報のナレッジマネジメントの構築	前掲（11ページ参照）				
◎	★市民に分かりやすい組織目標の設定・目標管理、市民への情報発信 ●：元気創造政策課 ○：総務課	制度の構築		毎年度、情報発信		
◎	★総合計画の進行管理と目標管理を連動させた市民に分かりやすい行政評価手法（栗東モデル）の構築・実践 ●：元気創造政策課 ○：総務課	制度の構築		改善を図りながら、実施		

第4章 進行管理

1. 進行管理の考え方

- ・ 第七次行政改革大綱が第五次総合計画後期基本計画の「政策の実現に向けて」の「効率的で効果的な自治体運営」の主たる計画として位置付けられていることから、第五次総合計画後期基本計画と同じ成果指標を「取り組みの達成目標(アウトカム指標²⁵)」として掲げます。
- ・ 市民との協働による進行管理を基本とし、一次評価として平成27年度の早い時期に各課で設定を行う「アウトプット指標²⁶」に基づき内部評価を行うとともに、行政改革懇談会における意見聴取を二次評価として進行管理を行います。
- ・ また、重点事項ごとに整理した詳細項目の実現に向け、詳細項目ごとに設定した主管課が、推進計画の具現化に向けた進行管理を計画的に行います。
- ・ 行財政改革推進本部会議において、具体的な改革項目の進捗状況、「取り組みの達成目標(アウトカム指標)」の達成度等について評価・検証を行うとともに、市民からの意見聴取(行政改革懇談会)を行いながら、行財政改革を推進します。
- ・ なお、行政改革懇談会については、年1回、定期的に開催します。



²⁵ **アウトカム指標**： 行政活動に関する評価指標の一つ。行政活動の成果（政策の成果）を測る指標。受益者（国民や地域住民）の観点からとらえた具体的な効果や効用を基準とする。成果指標。

²⁶ **アウトプット指標**： 行政活動に関する評価指標の一つ。事業の具体的な活動量や活動実績（公共サービスの産出量）を測る指標。活動指標。

計画期間中における進行管理の流れイメージ

項目		H26	H27	H28	H29	H30	H31
計画 (Plan)・実行 (Do)		計画策定 (Plan)	計画期間 (Do)				
評価 (Check)	1次評価 (内部評価)		評価	評価	評価	評価	評価
	市民 アンケート	アンケート調査		アンケート調査		アンケート調査	
	2次評価 (外部評価)		評価	評価	評価	評価	評価
改善 (Action)				改善	改善	改善	改善

年間スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
目標管理	●市長方針公表 ●各部・課目標設定(シート作成) ●各部・課内容確認 ●各部・課目標公表						●達成状況(見込み)確認 ●時点修正				●各部・課成果確認	
総合計画	●各課アウトプット指標設定(シート作成) ●各部・課内容確認 ●(隔年)アンケート調査実施						●各課取り組み成果(見込み)確認(シート作成) ●時点修正 ●総合計画審議会				●各課成果確認 ●評価結果議会報告	
行政改革	●各課アウトプット指標設定(シート作成) ●各部・課内容確認 ●(隔年)アンケート調査実施						●各課取り組み成果(見込み)確認(シート作成) ●時点修正 ●行政改革懇談会				●各課成果確認 ●評価結果議会報告	
予算編成	●新年度予算編成方針説明 ●各課新年度予算要求								●新年度予算編成		●予算議会報告	

2. 取り組みの達成目標（アウトカム指標）

- ・第七次行政改革大綱では、計画期間満了時における「アウトカム指標」の目標設定を行い、市民との協働による進行管理に向け、第五次総合計画後期基本計画の進行管理と連動するなかで、アンケート調査（市民満足度）による評価・検証を行います。
- ・この「アウトカム指標」について、隔年で市民アンケート調査を実施し、その結果を行政改革懇談会における評価材料とするなかで、進行管理を図ってまいります。

目 標 ①	自治会等の地域活動による住民自治のまちづくりが 推進されていると思う市民の割合	
現 状 値	平成26年度	%
目 標 値	平成31年度	%

目 標 ②	市政への市民参画や市民と行政との協働によるまちづくりが 推進されていると思う市民の割合	
現 状 値	平成26年度	%
目 標 値	平成31年度	%

目 標 ③	行財政運営が効率的に実施されるまちづくりが 推進されていると思う市民の割合	
現 状 値	平成26年度	%
目 標 値	平成31年度	%

目 標 ④	公正、確実な事務運営により、 行政サービスの品質向上が推進されていると思う市民の割合	
現 状 値	平成26年度	%
目 標 値	平成31年度	%

3. 詳細項目・改革項目の進行管理（アウトプット指標）

- ・詳細項目の実現に向けた推進計画として位置付けた改革項目について、主管課が具体的な目標に向けて、毎年度、改革項目を計画的に進行管理します。

参考資料

第七次行政改革大綱の策定体制と経過

1. 策定体制

(1) 外部（栗東市行政改革懇談会）の体制

- ① 総合計画審議会委員との兼任（委員総数：10名）
- ② 公募委員（2名）
- ③ 開催回数 3回

(2) 内部の体制

- ① 栗東市行財政改革推進本部
 - ・ 副市長・教育長・部長級職員（委員総数：13名）
 - ・ 開催回数 5回開催（予定）
- ② 行政改革プロジェクト会議（課長補佐～主査級）
 - ・ 全所属より1名のチーム員を選出して編成（チーム員総数：40名）
 - ・ 開催回数 7回

2. 会議の開催経過

(1) 行財政改革推進本部会議

開催日	回数	内容
H26.06.11	第1回	(1) 第七次 栗東市行政改革大綱の策定方針について (2) 第六次 栗東市行政改革大綱の評価・検証の進め方 (3) 策定スケジュール（案）について
H26.07.16	第2回	(1) 策定スケジュールについて (2) 第六次栗東市行政改革大綱【評価・検証版】（素案）について
H26.10.15	第3回	(1) 第六次 栗東市行政改革大綱の評価・検証（案）について (2) 第七次 栗東市行政改革大綱の骨子（案）について
H27.01.14	第4回	(1) 第七次栗東市行政改革大綱（素案）について
H27.3月予定	第5回	

(2) 行政改革プロジェクト会議

開催日	回数	内容
H26.07.08	第1回	1. あいさつ、進め方の概要説明 2. ワークショップ セッション①、②、③ 3. テーブル発表 4. 終了のあいさつ
H26.08.20	第2回	1. あいさつ、進め方の概要説明 2. ワークショップ セッション①、②、③、④ 3. テーブル発表 4. 終了のあいさつ
H26.09.19	第3回	1. あいさつ、進め方の概要説明 2. 六次大綱の評価・検証（案）の確認 3. ワークショップ 七次大綱の骨子を考えよう 4. テーブル発表 5. 終了のあいさつ

H26.10.09	第4回	1. あいさつ、進め方の概要説明 2. 六次大綱の評価・検証（案）の確認 3. ワークショップ 七次大綱の骨子を考えよう 4. テーブル発表 5. 終了のあいさつ
H26.11.07	第5回	1. あいさつ、進め方の概要説明 2. 七次大綱の骨子（案）、重点事項（案）の確認 3. ワークショップ 七次大綱で位置づける具体的な取り組みを考えよう 4. テーブル発表 5. 終了のあいさつ
H26.12.08	第6回	1. あいさつ、進め方の概要説明 2. 七次大綱（たたき台）の改革項目等の確認 3. ワークショップ 七次大綱で位置づける具体的な取り組みを考えよう 4. グループ発表 5. 終了のあいさつ
H27.01.08	第7回	1. あいさつ、進め方の概要説明 2. 七次大綱（素案）の確認 3. 振り返りシートの記入 4. 終了のあいさつ

（３）行政改革懇談会の開催（市民意見の聴取）

開催日	回 数	内 容
H26.07.23	第1回	（１）策定方針および策定スケジュールについて （２）第六次栗東市行政改革大綱【評価・検証版】（素案）について
H26.10.22	第2回	（１）第六次 栗東市行政改革大綱の評価・検証（案）について （２）第七次 栗東市行政改革大綱の骨子（案）について
H27.01.22	第3回	（１）第七次栗東市行政改革大綱（素案）について

（４）パブリックコメントの実施（市民意見の聴取）

H27.2.2～3.2（予定）

栗東市行政改革懇談会設置要綱

平成16年9月1日

告示第109号

改正 平成16年11月5日告示第135号

平成17年7月1日告示第112号

平成19年4月25日告示第79号

平成21年4月1日告示第86号

平成23年4月1日告示第111号

平成24年4月1日告示第65号

栗東市行政改革懇談会設置要綱（平成7年栗東町告示第75号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 本市の行政運営に関して、改革及び改善を要する項目の推進、並びに市民が望むサービスを協働して構築する一助とするため、栗東市行政改革懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

（所轄事項）

第2条 懇談会は、栗東市行政改革大綱に基づく行政改革の推進について必要な事項を市民起点から点検し、市長に対し意見を述べることができる。

（委員）

第3条 懇談会の委員は、8人以内とし、市長が委嘱する。

2 懇談会にその所轄事項について特に必要と認める場合は、識見を有する者を特別に委員として委嘱することができる。

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該年度の翌年度の3月末日までとし、再任を妨げない。
ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（座長）

第5条 懇談会に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 座長は、会務を総理し、懇談会を代表する。
- 3 座長は、会議の意見を取りまとめ、必要に応じ市長に提出するものとする。
- 4 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第6条 懇談会は、必要に応じて市長が招集し、座長が議長となる。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、意見又は説明を聞くため、関係者の出席を求めることができる。

(専門部会)

第7条 第2条に規定する事項の検討を円滑に進めるため、懇談会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、市長が委嘱する若干名の部会員をもって構成する。

3 第4条の規定は、部会員の任期について準用する。

4 専門部会に部会長及び副部会長を置き、部会長は、部会員の互選により定める。

5 第5条の規定は、部会長及び副部会長について準用する。この場合において「座長」とあるのは「部会長」と、「市長」とあるのは「座長」と読み替えるものとする。

6 第6条の規定は、専門部会の会議について準用する。この場合において、「懇談会」とあるのは「専門部会」と「市長」とあるのは「座長」と、「座長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第8条 懇談会の庶務は、政策推進部元気創造政策課において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この告示は、平成16年9月1日から施行する。

附 則（平成16年11月5日告示第135号）

この告示は、平成16年11月5日から施行する。

附 則（平成17年7月1日告示第112号）

この告示は、平成17年7月1日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成19年4月25日告示第79号）

この告示は、平成19年4月25日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成21年4月1日告示第86号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日告示第111号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月1日告示第65号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

栗東市行政改革懇談会委員名簿

役職	氏名	所属 ・ 関係	条例	備 考
座長	新川 達郎	同志社大学大学院 総合政策科学研究科教授	第3条第1項	
	西村 政之	栗東市自治連合会 会長	第3条第1項	
	黒田 元吾	社会福祉法人 栗東市社会福祉協議会 会長	第3条第1項	
座長 代理	清水 憲	栗東市商工会 会長	第3条第1項	
	井之口 哲也	公益社団法人 栗東青年会議所 副理事長	第3条第1項	
	社納 久子	栗東市女性団体連絡協議会 副会長	第3条第1項	
	森島 昭二	栗東市教育委員会委員 委員長職務代理者	第3条第2項 特別委員	
	谷口 彰	栗東市農業委員会 会長	第3条第2項 特別委員	
	吉田 光	公募委員	第3条第1項	
	多田 紅映	公募委員	第3条第1項	

(順不同、敬称略、所属・関係は委嘱時による)

※委嘱期間 (平成26年7月23日～平成27年3月31日)

平成19年4月25日

訓令第6号

改正 平成20年4月1日訓令第5号

平成21年4月1日訓令第6号

平成23年4月1日訓令第3号

平成24年4月1日訓令第1号

(設置)

第1条 本市の行財政の健全な運営を図り、市民福祉の増進に寄与することを目的として栗東市行財政改革推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 行政改革大綱及び財政健全化に係る基本方針の策定に関すること。
- (2) 行政改革推進計画の策定及び推進に関すること。
- (3) 行政評価の推進に関すること。
- (4) その他行政改革に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、副市長をもって充て、副本部長は、教育長をもって充てる。
- 3 本部員は、部長及び部長相当職位にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、説明又は意見を聴くため関係職員を本部の会議に出席させることができる。

(専門部会)

第6条 本部は、必要に応じて次に掲げる専門的な事項について調査研究するため、専門部会を置くことができる。

- (1) 財政健全化に関すること。
- (2) 事務事業の見直しその他行政の効率化に関すること。
- (3) 定員管理適正化及び組織の再編等に関すること。
- (4) 行政評価制度の推進に関すること。

(５) 事務改善に関すること。

- 2 専門部会は、部会長、副部会長及び部会員で組織し、本部長が指名する職員をもって構成する。
- 3 部会長は、担当部会の調査研究その他担当部会の会務が終了したときは、その結果を本部長に報告するものとする。
- 4 第４条及び第５条の規定は、専門部会について準用する。この場合において「本部長」とあるのは「部会長」に、「副本部長」とあるのは「副部会長」に、「本部」とあるのは「部会」に読み替えるものとする。

(事務局)

第７条 本部及び専門部会の事務局は、政策推進部元気創造政策課に置く。

- 2 専門部会の事務局は、専門部会が調査研究する事項を所管する課と共同処理を行うものとする。

(その他)

第８条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に本部長が定める。

附 則

この訓令は、平成１９年４月２５日から施行し、平成１９年４月１日から適用する。

附 則（平成２０年４月１日訓令第５号）抄

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成２０年４月１日から施行する。

附 則（平成２１年４月１日訓令第６号）

この訓令は、平成２１年４月１日から施行する。

附 則（平成２３年４月１日訓令第３号）

この訓令は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則（平成２４年４月１日訓令第１号）

この訓令は、平成２４年４月１日から施行する。

栗東市行政改革プロジェクト会議設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、プロジェクトチームの設置及び運営に関する規程（平成18年栗東市訓令第8号）に基づき、栗東市行政改革プロジェクト会議（以下「プロジェクト会議」という。）を設置する。

(目的)

第2条 プロジェクト会議は、第七次行政改革大綱の策定に係り、第六次行政改革大綱の評価及び検証並びに第七次行政改革大綱の継続、改変及び追加すべき事項を検討し、策定プロセスを通じた職員の意識改革を目指すために設置する。

(任期)

第3条 プロジェクト会議を構成するチーム員（以下「チーム員」という）の任期は、任命の日から第七次行政改革大綱策定の日までとする。ただし、チーム員が欠けた場合における補欠チーム員の任期は、前任者の残任期間とする。

(構成)

第4条 チーム員は、全ての所属より課長補佐級、係長級又は主査級職員の内、市長が任命する者とする。

2 プロジェクト会議を代表する者（以下「チーム長」という。）は、政策推進部長があたるものとする。

(庶務)

第5条 プロジェクト会議の庶務は、政策推進部元気創造政策課において処理する。

2 活動経費は、政策推進部元気創造政策課において予算化し、及び処理を行うものとする。

3 リーダーは、政策推進部元気創造政策課長があたるものとする。

(運営)

第6条 チーム長は、プロジェクトを総理し、会議を招集する。

2 リーダーは、プロジェクトの目的を遂行するため、活動方法及び活動内容について、提案し、及び指導する。

3 チーム員は、各所属における組織横断的な問題意識を提案し会議の俎上に挙げることで、各所属の相互に連携し、相乗効果を目指すものとする。

(成果物)

第7条 プロジェクト会議において検討及び調整した内容は、行財政改革推進本部会議及び総合調整会議に報告するとともに、全ての職員への情報共有に努めるものとする。

(資料提出等の協力)

第8条 プロジェクト会議は、必要に応じて各課等に資料の提出、意見の陳述、説明その他の協力を求めることができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、プロジェクト会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月26日から施行する。